

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、

5割、2割の均等割額軽減制度があります。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が66万円に変更されます。

令和4年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

| 年 度 | 均等割額 | 所得割率 | 賦課限度額 (上限保険料額) |
|------------------|---------|-------|-------------------|
| 令和4・5年度（年間） | 50,317円 | 9.33% | 66万円 |
| 【参考】 令和2・3年度（年間） | 50,304円 | 9.51% | 64万円 |

お問合せ

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688
湯浅町健康推進課国保年金係 ☎65-3008

6月2日(木)は出張年金相談(要電話予約)

年金に関する様々なことを相談できる出張年金相談を偶数月の第1木曜に開催しています。相談は事前予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へ予約してください。その際、相談内容をお伝えいただき、必要書類を確認してください。

皆様のご利用をお待ちしています。

日 時 6月2日(木)
10:00~15:00 (最終受付14:00)
場 所 湯浅町役場1階 多目的室
予約電話番号 ☎073-447-1660
(和歌山西年金事務所 お客様相談室)

町税の未納はありませんか？

☎ 住民生活課税係 (1・2番窓口) ☎64-1106

町税にはそれぞれ納期限が定められており、納期限内に納付することになっています。納税の義務は、国民の三大義務の一つであるため、未納の状態が続くと（納付が滞っていると）督促手数料や延滞金等が加算された額を納付しなくてはなりません。延滞金等は、納期限内に納付された方との公平性を図る上で加算されるものであり、ご自身の負担が重くなります。

未納状態が続き、滞納が解消されない場合は、滞納

処分のため滞納者の財産を調査（金融機関に対する預金調査や勤務先・取引先への調査）し、財産が見された際は、納税義務者の意思に関わらず、差押え等の滞納処分を執行することとなります。

未納となっている町税がある場合はすみやかに納付してください。生活が苦しい等、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず住民生活課税係までご相談ください。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の 窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更となります。



| 区分 | 令和4年9月まで | 令和4年10月から |
|-----------------|----------|-----------|
| 現役並み所得者 | 3割 | 3割 |
| 世帯に被保険者が1人の場合 | 1割 | 2割 |
| 世帯に被保険者が2人以上の場合 | 1割 | 2割 |
| 上記以外の方 | 1割 | 1割 |

※窓口負担割合は世帯単位で判定します。

※世帯内に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっております。今後、拡大していく見通しとなっております。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方について、1ヶ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には令和4年9月頃に広域連合から口座登録の申請書を郵送します。

お問合せ

和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（☎0120・002・719）へお問い合わせください。